第32号
2011.6.20

日本歯科技工士連盟機関紙
れんめい

発行　日本歯科技工士連盟
東京都新宿区市谷左内町21-5
日本歯科技工士会館内
発行人　菅　八郎
編集　日本歯科技工士連盟
発行日　平成23年6月20日(月)

活動方針・予算等四議案承認

平成二十二年度第二回評議員会

日本歯科技工士連盟（会長　古橋博美）は、去る五月二十一日（土）午前十一時三十分より日本歯科技工士会館（東京・市谷）において、東日本大震災のため延期されていた平成二十二年度第二回評議員会を開催した。冒頭、東日本大震災で亡くなられた会員に黙祷が捧げられ、古橋会長より震災により被害にあわれた会員皆様とご家族に対し、お悔やみとお見舞いがあった後、是非とも慎重な審議をいただいて平成二十三年度の活動方針と予算その他議案をご承認いただきたいとの挨拶があった。その後議案審議に入り、第一号議案平成二十三年度活動方針及び予算案を承認した。また、第三号議案日本歯科技工士連盟規約一部改正の件、第四号議案任期満了に伴う監事選任の件も賛成多数で承認された。

平成二十二年度第二回評議員会は、議長団の選任から始まった。冒頭、古橋会長から、全国会長会議において、議長を東海北信越地区より、副議長を中国四国地区よりご推薦いただくとの申し合せにより、議長に富山県技連盟の黒田文彦評議員、副議長に徳島県技連盟の秋山佳弘評議員を推薦いただいている旨の紹介があり、黒田議長予定者が議場に承認の是非を諮った結果、満場一致で選出された。次いで、東日本大震災で死亡した会員に対し黙祷が捧げられた。

▲ 平成22年度第2回評議員会

引き続き秋山副議長より氏名点呼が行われ、定数六十名に対して五十八名の出席が確認され、議長に報告された。

これを受け、黒田議長が、日技連盟規約第二十五条に基づき平成二十二年度第二回評議員会の開会を議場に宣言した。

次いで議長は議事録署名人の選出方法を議場に諮った。その結果、議長一任となり、桜井秀幸評議員（北海道）、藤元健二評議員（東京）の両名が指名され、両評議員受諾後古橋会長の挨拶（要旨別掲）に移り、挨拶終了後に新任役員の紹介が行われた（新任役員の紹介は別掲）。

引き続き議長は、第一号議案と第二号議案の一括上程を執行部に求めた。

第一号議案は東賢副会長から、社会保険歯科診療に係る歯科技工対価が歯科技工担当者に正当に届くための涉外活動、歯科技工士国家試験学説試験の全国統一試験実現に向けての法令整備等の涉外活動、適正な教育を実現するための歯科技工士教育養成機関の教育年限延長に向けた涉外活動、歯科技工所の構造設備等に関する基準と指針の省令明記に向けた涉外活動、歯科技工委託行為の法令記載による健全な委託・受託を実現するための涉外活動、機関紙「れんめい」の発行と情報技術を活用した広報・宣伝事業の継続、組織拡充活動の実施の七項目の活動方針について丁寧な説明が行われた。

第二号議案は国府田知生副会長から、日技本会の公益申請に併せた会費収受システムの変更に伴い、本連盟も今年度より性差、年齢による区別をなくすことになり、会費収入が若干昨年度よりは多くなるが、厳しい予算には変わりはなく、効率の良い予算執行を目指していく旨資料を基に説明があった。

続いて議長は、予算決算委員会報告を鈴木隆夫委員長（東京）に求めた。鈴木委員長からは、本年一月二十八日に開催された予算決算委員会の内容報告が行われた。また併せて、限られた時間内ではあるが慎重な審議を行っていただきたい旨の発言があった。

議長はここで議場に質疑応答を求めた（質疑応答要旨別掲）。活発な質疑応答があった後、議長は表決に入る旨を議場に告げ表決を行った結果、第一号議案平成二十三年度活動方針承認を求める件、第二号議案平成二十三年度予算承認を求める件とも賛成多数で承認された。

その後議長は、第三号議案日本歯科技工士連盟規約一部改正の件の提案を執行部に求めた。

古橋会長から、事業内容について、会長と監事の選任方法について、予算決算費について等主だった改正点について説明があった。

議長は質疑応答を議場に求め、質疑応答終了後表決に入る旨を議場に告げ表決を行った結果、第三号議案も賛成多数により可決承認された。

次いで議長は第四号議案である任期満了に伴う監事選任の件の提案を執行部に求めた。

古橋会長より、本連盟の監事は日技連盟規約第十条第四項の規定により評議員会で選出することとなっており、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの監事を本評議員会において選任いただくことになる。第三号議案が承認されたので、来年度からは監事も会長も選挙で選ぶことになるが、本年までは慣例で東北地区からと近畿地区から選出となり、推薦者の氏名も事務局に上がっているので、議長にお計らいいただきたいとの提案主旨説明があった。

これを受け、黒田議長から東北地区からは大日向均氏（秋田）、近畿地区からは宅見満氏（兵庫）の推薦があった旨報告が行われた。その後、この両名の信任表決に入る旨が議場に告げられ、表決の結果、賛成多数で承認された。

次いで議長は協議事項に入る旨を議場に告げ、執行部に協議事項の提案を求めたが、執行部からの提案はなく、引き続き報告事項に入った。

執行部からは、歯科技工士国家試験学説試験の統一試験実施に向けた進捗状況について、被災地域の医療機関に関する情報共有システム（仮称）に関する協力依頼について、入会促進ツールとしての「まんが歯科技工士物語」の活用方法等についての説明と報告が行われた。

議長は他に意見があるかどうか議場に告げ、評議員からは、広島大学、東京医科歯科大学を卒業した、いわゆる大学卒業の歯科技工士の就業のあり方等について考えて欲しい旨の要望があった。

議長はその後意見の無いことを評議員並びに執行部に確認し、議事進行への協力を評議員各位に謝して平成二十二年度第二回評議員会は閉会した。

古橋会長挨拶要旨

日本歯科技工士連盟平成二十二年度第二回評議員会開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

まず、この度の大震災でお亡くなりになられました会員のご家族に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げます。日本歯科技工士連盟は日本歯科技工士会とともに、被災者支援のために最大限の努力をしてまいります。皆様方にもぜひ御協力をいただきたいと思います。

さて、本評議員会ですが、この震災の翌日三月十二日に開催を予定しておりました。このために昨年末から総務会を開催し、年明けには予決算委員会、今回は予算評議員会ですから、予算に関する委員会を開催をして準備を進めてまいりました。しかし、この大震災で評議員会が延期となって、どちらかというと今少し変則的な状況で運営せざるを得ない状況になっております。活動方針もまだ決まっていない、予算も御承認いただいていない状況でございます。

ただ、一日たりとも猶予はございませんので、後ほど縷々ご説明申し上げますが、精力的に活動をしているところであります。ぜひどうか、本日の議案、平成二十三年度の活動方針と予算を御審議いただくとともに御承認賜りたいと存じます。それから、日技本会の法人移行に伴って、連盟規約を一部改正をする議案もございます。これについても御審議の上御了承を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

なお、第四号議案では、既に規定によって私以下役員は就任しているわけでございますが、監事については評議員会で御選任をいただくということで、第四号議案で本日選任いただくことになっております。これらの議題について十分御審議の上、御承認をいただきたいと存じます。

平成二十二年度　第二回連盟評議員会

質疑応答　要旨

【第一号・第二号議案関係】

問　会費収入部分は実数か、予測か。また、支出の部分で、事務委託費が計上されていることについて説明をお願いしたい。

答　会費収入については会員数に増減がなければこの数字が実数字である。事務委託費については、日技本会が公益を目指す中で、会費収受に関し厳しく峻別が求められている。今までは総合会費であったので、事務委託費はなかったが、今後は本則に戻り連盟会費は連盟組織が収受する。その手数料として計上した。

問　今まで連盟会費の減免対象者がいたが、今後は会費を収受するということになった。そうなると会員数の減少は目に見えている。もう一度制度を見直していただきたい。

答　総合会費のシステムをとっていたため、いわゆる終身会員等からは連盟会費を収受しなかったが、今後は本則に戻り連盟会費は連盟組織が収受する。その手数料として計上した。

問　今まで連盟会費の減免対象者がいたが、今後は会費を収受するということになった。そうなると会員数の減少は目に見えている。もう一度制度を見直していただきたい。

答　総合会費のシステムをとっていたため、いわゆる終身会員等からは連盟会費を収受しなかったが、その制度が四月一日をもってなくなったので、連盟会費は本則に戻して性差年齢関係なしに収受することになる。ただ、連盟規約に特別の事情がある場合、都道府県から申請があれば、総務会で決定し減免することができるとなっていて、妥当と判断した場合、以後会費請求をしない。この点を御理解いただきたい。

問　事務委託費を計上しているが、どこに委託される予定なのか。

答　社団法人の監督官庁である厚生労働省が、会費の収受についての峻別をしなさいと特例民法法人、社団法人に対して指導している。

したがって、将来は皆さん方が信頼できる、これから都道府県も使い勝手がいい、可視化ができる、透明性があるという方法を近々とりまとめて御提示をしたいと思う。それまでは当面は連盟会費は別枠で納付し欲しい。その手数料とお考えいただきたい。

問　終身会員と女子会員の減免措置はいつ廃止されたのか。

答　連盟規約に減免措置の条項はあるので、高齢者で仕事もなくて収入がない、出産育児中であるなどの場合は正当な理由だということで、総務会で承認している。等しく会費負担をしていただく一方で、特殊事情があれば申請をすればそれは認めるということで御確認をいただきたい。

問　連盟で会費収受会社を立ち上げたわけだが、評議員会で諮らなくてもいいものなのか。

答　これについては、先程も申し上げたとおり、可視化ができる、透明性があるという方法を近々とりまとめて御提示をしたいと思っている。

問　活動内容に関して、もう少し我々にもわかりやすいような具体的な報告をしていただきたい。

答　活動の結果については決算評議員会できちっと御報告する。

問　連盟活動の必要性が理解できるようなパンフレット等を作成して欲しい。

答　日技連盟総務会としても担当を決めて、そういったものをつくろうという方向になった。現在、「まんが歯科技工士物語」を発行しているので、そちらも活用していただきたい。

【第三号議案関係】

問　予決算委員会が廃止になると、本会と連盟を峻別をしている県では、伝達がうまくいかないところが出てくる懸念がある。

答　予算が許されるならば、連盟理事長会議だとか、連盟会長会議とかを別途開催してもいい。本会会議と一緒に開催する方法、それからそれぞれ別途に会議を開催する方法、いろいろと検討をしてみたいと思う。

問　第三十九条の四項に「者」という表現があるが、このように変えた理由は何か。

答　公益法人改革で規約を勉強しており、小さなところも現行出されているモデル定款にあわせていくのが適正だろうということ。

問　本会では終身会員はこの一年間、会費収受をしないという方向だそうだが、連盟も猶予期間を設けて周知徹底するための期間を認めていただきたい。

答　連盟のほうは、そもそも規約変更も何もしてない。ルールを守る立場からすれば、妥当な会費収受について、ぜひ御了解をいただきたいと思う。

日本歯科技工士連盟

新執行部の顔ぶれ

自：平成23年4月1日
至：平成24年3月31日

会長
古橋博美（静岡）

副会長（渉外・組織）
藤原俊彰（大阪）

副会長（財務）
国府田知生（東京）

副会長（選挙対策）
東　　賢（北海道）

理事長（総括）
時見高志（大阪）

副理事長（総務）
鈴木一央（茨城）

副理事長（選挙対策）
野島正美（埼玉）

総務（渉外）
後藤久幸（大分）

総務（調査）
早川公笥（岐阜）

総務（企画）
新田善一（香川）

総務（広報）
菅　八郎（東京）

総務（組織対策）
阿部和夫（山形）

総務（組織管理）
田中勝實（長野）

総務（機構改革）
小村純二（島根）

監事
大日向均（秋田）

監事
宅見　満（兵庫）